

(仮称) 水戸市動物愛護センター一整備基本構想

平成 30 年 1 月

水戸市保健福祉部

【策定に当たって参考にした資料】

- ・ 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成18年環境省告示第140号）
- ・ 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号）
- ・ 犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について（平成18年環境省告示第26号）
- ・ 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について（平成18年環境省告示第23号）
- ・ 茨城県動物愛護管理推進計画（第3期）
- ・ 茨城県動物指導センター事業概要（平成27年度）
- ・ 災害時における愛玩動物救護マニュアル
- ・ 水戸市地域防災計画 地震災害対策計画編

1 策定の趣旨

近年、少子高齢化や核家族化の進展に伴い、犬や猫などの飼育動物を家族の一員としてとらえ、共に生きるという意識が高まってきています。また、子どもたちが心豊かに育つ上で、動物とのふれあいや動物の飼養経験が重要であるという指摘もされています。

その一方で、飼い主による遺棄や虐待、飼い主の不適切な飼育に起因する鳴き声、ふん尿等に関する近隣トラブルの発生、無責任な餌やりにより生じる飼い主のいない犬や猫などが大きな問題となっており、茨城県において減少傾向にはあるものの捕獲又は保護をされた犬や猫の多くが殺処分されている状況となっています。【表1～4】

そのような中で、本市では、平成32年4月に予定している中核市への移行に伴い、犬、猫等の保護収容、返還及び譲渡、動物愛護に関する普及啓発等の事務を行うこととなります。

そこで、市民と市が協働して動物の愛護や適正な管理に関する取組を進めていくことにより犬及び猫の殺処分をなくし、人と動物が共生する社会の実現を図るため、本市における動物愛護行政の拠点として（仮称）水戸市動物愛護センター（以下「動物愛護センター」という。）を整備することについて必要な事項を定めるものです。

表1 犬の収容・返還・譲渡・処分の状況(茨城県)

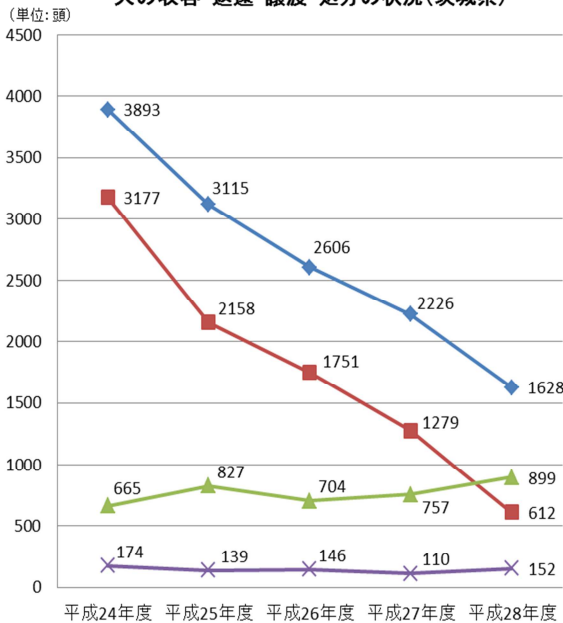
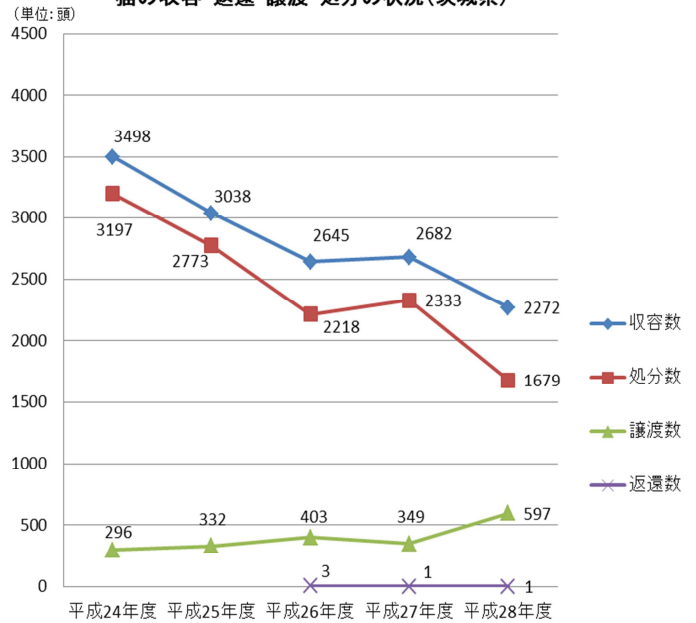


表2 猫の収容・返還・譲渡・処分の状況(茨城県)



注 収容期間が年度を跨ぐこと等により、収容頭数と返還・譲渡・処分数の計は一致しない。

表3 犬の収容・返還・譲渡・処分の状況(水戸市域)

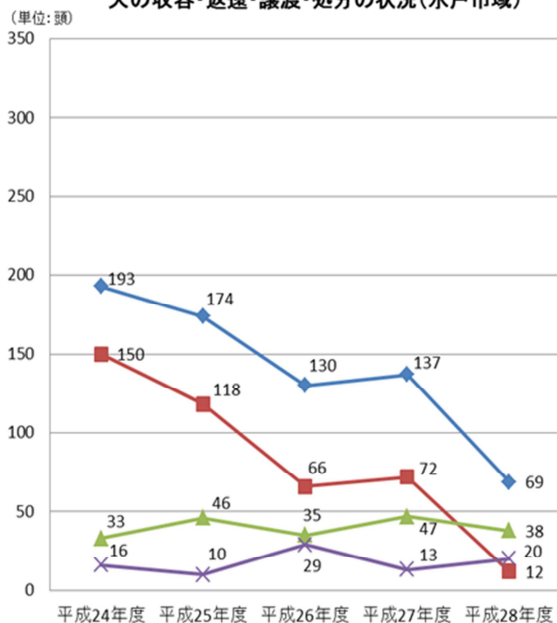
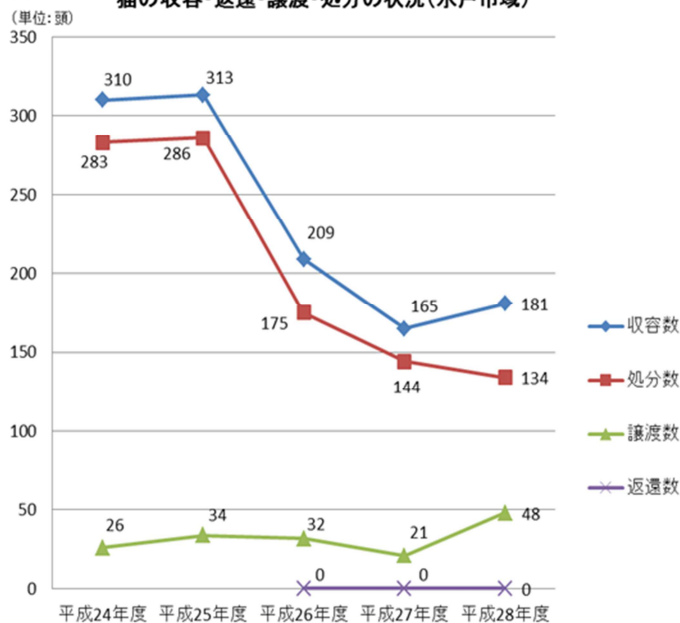


表4 猫の収容・返還・譲渡・処分の状況(水戸市域)



注 譲渡数及び処分数については、茨城県の実績等を基に本市で推計した数値

2 茨城県動物指導センターの概要

現在、茨城県における動物の愛護及び管理に関する実務は、笠間市にある茨城県動物指導センターで行われています。茨城県動物指導センターの施設は敷地面積 6,946 平方メートル、建物面積 1,539.57 平方メートルを有しており、県内全域を管轄しています。

茨城県動物指導センターでは、動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法等に基づき、主に次のような事務を行っています。

- ・動物愛護の普及啓発（動物愛護月間、動物なんでも相談、動物ふれあい教室、動物指導センター見学会等）
- ・未登録犬等の捕獲
- ・負傷した犬，猫等の保護収容
- ・犬及び猫の引き取り
- ・収容した犬，猫等の返還及び譲渡
- ・収容した犬，猫等の殺処分
- ・犬及び猫に係る多頭飼養届の受理
- ・動物取扱業の登録等
- ・特定動物の飼養許可

※特定動物…人の生命，身体又は財産に害を加えるおそれがあるトラ，タカ，ワニ，マムシなど約 650 種の動物

3 水戸市における動物の愛護及び管理の現状

本市における動物の愛護及び管理への関わりについては、犬に関して狂犬病予防法に基づく犬の登録及び予防注射に関する事務を実施しています。【表5】

また、本市では、犬の不妊去勢手術に対する補助事務や市民からの犬や猫のふんの放置等に関する苦情等の対応も行っています。

表5 犬の登録数・狂犬病予防注射数

(単位：頭)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
水戸市	登録総数	12,887	12,903	12,822	12,794	12,797
	予防注射数	9,786	9,756	9,343	9,155	9,074
茨城県	登録総数	186,975	183,820	181,753	176,628	173,117
	予防注射数	125,065	122,032	117,497	114,925	116,137

4 動物愛護センターの役割等

動物愛護センターは、本市における動物愛護行政を進めていくための施設として、次に掲げる役割等を担うものとします。

なお、茨城県動物指導センターにおいて行っている事務のうち、動物取扱業の登録等及び特定動物の飼養許可に係る事務については、本市には移譲されません。また、収容した犬、猫等の殺処分業務については、茨城県に委託する予定となっています。

(1) 動物愛護の普及啓発

- ・市民が動物愛護に関する正しい知識及び理解をもつことができるよう、動物愛護月間を定めて各種啓発事業を行うほか、動物愛護センター見学会などを実施していきます。
- ・子どもたちが命を大切に作る心を育めるよう、動物とのふれあい教室を開催するほか、保育所、幼稚園、小学校等との連携を図り、訪問等を通じて動物愛護教育を推進していきます。

(2) 動物の保護収容及び飼養管理

- ・正当な理由により引き取りを求められた犬及び猫、未登録犬等並びに負傷した犬、猫等の捕獲又は保護をして動物愛護センターに収容します。
- ・犬、猫等の収容に際しては、健康状態を観察し、感染症の予防、負傷の治療等の健康管理を適切に行っていきます。
- ・収容した犬、猫等については、個別収容や習性に応じた収容スペースの確保を図り、さらに犬については屋外運動スペースを確保するなど、健康及び安全に配慮した飼養管理を行っていきます。

(3) 保護収容動物の生きる機会の確保

- ・飼い主のいる犬，猫等については，飼い主への返還を推進していきます。
- ・飼い主不明又は飼い主のいない犬，猫等については，新しい飼い主への譲渡を行うとともに，譲渡手段の多様化等による譲渡の促進を図ります。

(4) 適正飼養に関する普及啓発及び指導

- ・適正飼養や終生飼養に関する飼い主の知識及び理解を深めるため，飼い方や困りごとの相談に応じるほか，しつけ方教室の開催等を図ります。
- ・犬及び猫の多頭飼養について把握を行い，適切な飼養管理に向けた助言及び指導を行います。
- ・飼い主のいない犬や猫が増えないようにするため，飼い主に対し不妊去勢，所有者明示等の周知を行うほか，地域猫活動の支援に向けた取組を進めていきます。

※地域猫活動…不妊去勢手術の徹底や周辺美化など地域のルールに基づき飼い主のいない猫を地域で飼育管理する活動をいう。

(5) 災害への対応

- ・動物の飼い主に対し，災害が起きた場合の備えや避難所への同行避難について周知を図っていきます。
- ・災害時に，避難所への同行避難をしている動物について情報収集を行い，感染症の予防，飼育指導等の必要な支援に努めます。
- ・被災地に残された動物や避難所への同行避難が困難な動物について，保護収容，一時預かり等の必要な支援に努めます。

(6) 動物事故対策の推進

- ・犬による咬傷事故を防ぐため，しつけ方教室等を通じて犬の習性について飼い主への周知を図ります。
- ・犬による咬傷事故が起きた場合に発生原因の調査を行い，飼い主に対しては再発防止に向けた指導を行うとともに，被害者に対しては正確な情報の提供や経過報告などを行い不安の除去に努めます。

(7) 市民協働の推進

- ・本市における動物の愛護及び適正な管理への取組について，獣医師会，動物愛護推進員，動物愛護関係団体，地域住民等との連携及び協力の下に推進していくとともに，これらの団体等の活動を支援していきます。

5 諸室等の構成・規模

(1) 諸室等の構成

動物愛護センターの役割に基づき必要となる諸室等は，次の表に掲げるものを基本としますが，施設の設計の中で機能の集約化を図るなど効率的な配置に努めていきます。

また，施設整備に当たっては，市民の安心・安全の確保を図るため，収容した動物の逸走防止措置や防音・防臭措置など必要な対策を講じていきます。

諸室等	用途
収容室（犬・猫）	犬・猫の収容
観察室（犬・猫）	犬・猫の健康状態の観察
隔離室（犬・猫）	感染症に罹患した犬，猫等及び咬傷犬の収容
動物洗浄室	収容した犬，猫等の洗浄
飼料室	飼料等の保管及び調製
車庫	収容する犬，猫等の搬入口
診察・処置室	収容した犬，猫等の診察，治療等
多目的室（市民交流室）	しつけ方教室，各種啓発事業，犬の譲渡訓練，譲渡相性確認等
事務室，更衣室	事務作業，電話相談等
倉庫	物品等の保管
共用スペース	玄関，トイレ，廊下等
収容犬運動場・ふれあい広場（屋外）	収容犬の運動，ふれあい教室等
駐車場（屋外）	来所者用の駐車場

(2) 施設の規模

建物については，諸室等の構成を踏まえて，茨城県の収容実績に照らして検討すると，400～450平方メートルが必要と考えられます。

敷地については，建物部分に加えて，収容犬運動場・ふれあい広場や駐車場の整備，近隣からの距離の確保などを考慮すると，2,000平方メートル以上が必要と考えられます。

6 動物愛護センターの運営体制

(1) 職員体制

動物愛護センターの職員体制については，獣医師のほか，犬，猫等の捕獲又は保護を行う職員等について，保健所組織体制の検討の中で必要な人員の確保を図っていきます。

(2) 管理運営

動物愛護センターの管理運営については，市民サービスの向上及び施設運営の効率化を図るため，積極的に民間活力の活用を進めるものとし，今後，具体的な検討を行っていきます。

7 立地場所等

立地場所については、動物愛護センターに必要な規模を満たしており、周辺環境、施設へのアクセスのしやすさ及び整備に伴う財政負担の見込みの観点から、未利用となっている市有地の中から抽出し、比較検討を行いました。

その結果、周辺環境の面において建物の防音・防臭等の対策を講じるとともに、収容室の配置場所を工夫することにより周辺への影響の抑制が図れること、施設へのアクセスの面においてボランティア団体や利用者などがアクセスしやすいこと、財政負担の面において既存建物の活用が可能であり候補地の中では負担が比較的小さいことが見込まれることから、**旧療育センター（水戸市河和田町999番地）**を立地場所として選定することとします。

この場所において動物愛護に関わる事業を実施していくに当たっては、隣接する小学校の児童が獣医師の見守る安全な環境の中で日常的に動物とふれあうことができる場を提供したり、地域住民からの動物飼養に関する悩み事相談に応じるなど、地域との交流を深めながら動物愛護の浸透を図っていきます。

また、旧療育センターの利用に当たっては、既存施設（延べ面積約300平方メートル）を一部改修により診察・処置室、多目的室、事務室等として使用するとともに、不足する面積分（約100～150平方メートル）を収容関連施設として増築するものとします。

8 整備スケジュール

動物愛護センター開設までの整備スケジュールは、平成30年度に施設設計、平成31年度に整備工事を行い、中核市に移行する平成32年4月の開設を目指してまいります。